NEWS RELEASE
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

平成28年12月2日

指定自動車整備事業者の取消し処分について

中国運輸局は、広島県内の指定自動車整備事業者に対して、下記のとおり、広島運輸支局の定期の監査により判明した道路運送車両法の違反行為により、指定自動車整備事業の指定の取消し処分を行いましたので、お知らせします。

記

１．行政処分年月日：平成２８年１１月３０日（処分権者　中国運輸局長　鵜沢哲也（うざわてつや））

２．事業者の名称：有限会社マック（法人番号：5240002015570）
　　住　　所：広島県広島市安佐北区

３．処分対象事業場：ＹＳＰ広島高陽（広島県広島市安佐北区）

４．行政処分の内容：指定自動車整備事業の指定の取消
　　（取消年月日：平成２８年１２月２日）

５．主な違反内容：① 点検整備の一部を実施せず、保安基準適合証を交付したこと。
　　（道路運送車両法第 94 条の 5 第 1 項違反）　（１８０台）
　　② 指定整備記録簿を虚偽記載したこと。
　　（道路運送車両法第 94 条の 6 第 1 項違反）　他

【説明】
指定自動車整備事業者とは、自動車分解整備事業者のうち、検査設備を有するなど一定の要件を満たし、地方運輸局長が指定した者。当該事業場（いわゆる民間車検工場）において交付する「保安基準適合証」を運輸支局等へ提出することにより、現車提示を行わずに車検手続きを行うことができる。

（問い合わせ先）
中国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課
担　当：　奥　山　・　中　原
電　話：０８２－２２８－９１４２

広島運輸支局 整備部門
担　当：　中　村　・　梶　原
電　話：０８２－２３３－９１６９

（配布先）
JR 記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、県警記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ